資料２

足立区地域自立支援協議会設置要綱

（設置目的）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第８９条の３の規定に基づき、地域における障がい福祉に関する関係機関による連携及び支援の体制の整備に関する協議を行うための会議体として、足立区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（活動内容）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）　各関係機関が行う相談支援事業の連携及び調整

（２）　困難事例への対応方法に関する連携及び調整

（３）　地域の機関との連携及び調整

（４）　権利擁護に関する連携及び調整

（５）　法第８８条に規定する市町村障害福祉計画についての意見

（６）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の２０第９項に規定する市町村障害児福祉計画についての意見

（７）　その他必要な事項

（協議会委員）

第３条　協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者又は組織に所属する者のうちから足立区長（以下「区長」という。）が委嘱し、又は任命する委員８８人以内をもって組織する。

（１）　学識経験者　５人以内

（２）　障がい福祉に関するサービスを利用する者　８人以内

（３）　保健医療に関する機関　９人以内

（４）　保育・教育に関する機関　１５人以内

（５）　相談支援に係る事業所　６人以内

（６）　障がい福祉サービスに係る事業所　２０人以内

（７）　就労支援に関する機関　３人以内

（８）　民生児童委員　４人以内

（９）　警察法（昭和２９年法律第１６２号）に規定する機関　４人以内

（１０）　前号に規定する機関以外の権利擁護に関する機関　１人以内

（１１）　社会福祉協議会職員　４人以内

（１２）　足立区職員　９人以内

２　協議会に会長を置き、委員の中から区長の選出によってこれを定める。

３　会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。

４　委員の任期は、２年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（関係者の出席）

第４条　区長は、協議会に関し必要と認めるときは、委員以外の者（以下「関係者」という。）を出席させ、意見を聴くことができる。

（報告書の作成）

第５条　会長は、協議会の議事を報告書にまとめ、協議会の事務局を所管する部長へ提出するものとする。

（会議の開催）

第６条　協議会の会議は、本会議及び専門部会（以下「部会」という。）とする。

２　本会議は年２回程度、部会は年３回程度開催するものとする。

（会議の公開）

第７条　協議会の会議は、公開とする。ただし、本会議については会長が、部会については会長若しくは部会長が公開することが適当でないと認めたとき又は第１０条の規定により当該会議を書面若しくはオンライン等の方法により開催するときは、この限りでない。

（専門部会）

第８条　部会は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　こども部会

（２）　くらし部会

（３）　はたらく部会

（４）　相談支援部会

（５）　精神医療部会

（６）　権利擁護部会

２　部会において調査検討を行う事項は、本会議において定めるものとする。

３　部会の設置及び廃止は、本会議において決定するものとする。

４　部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

５　部会長は、会長が委員の中から指名する。

６　部会は、調査検討を行った結果を本会議へ報告する。

７　部会の運営事項は別に定め、本会議において承認を得るものとする。

（謝礼）

第９条　区長は、委員又は第４条の関係者が協議会の会議に出席したときは、当該委員又は関係者に対し、謝礼として、別表に定める金額を支払うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関に所属する者には謝礼を支給しないものとする。

（書面開催等）

第１０条　協議会の会議は、本会議にあっては会長が、部会にあっては部会長がその運営に支障がないと認める範囲内において、書面又はオンライン等の方法により開催するこ

とができるものとする。

２　区長は、前条の謝礼について、前項の規定により書面又はオンライン等の方法によって会議を開催する場合であっても支給することができる。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を確認しなければならない。

（１）　書面の方法による会議　書面により意見等の提出を受ける等会議の出席に相当する職務を行ったと認められること。

（２）　オンライン等の方法による会議　Ｗｅｂ会議サービス等への参加が確認できること。

（守秘義務）

第１１条　協議会の会議に出席した者は、正当な理由なくその職務に関して知り得た秘密、個人に関する情報等を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第１２条　協議会の事務局を障がい援護課に置き、障がい福祉課、障がい援護課、障がい福祉センター及び中央本町地域・保健総合支援課の職員で構成する。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

付　則（２０足福セ発第７４８号　福祉部長決定）

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

付　則（２０足福セ発第２１４９号　福祉部長決定）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則（２３足福セ発第２２５２号　福祉部長決定）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付　則（２４足福セ発第２２２１号　平成２５年３月２９日　福祉部長決定）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則（２５足福セ発第２１８７号　平成２６年２月２８日　福祉部長決定）

この要綱は、平成２６年３月１日から施行する。

付　則（２７足福セ発第６１０号　平成２７年６月１７日　福祉部長決定）

この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。

付　則（２８足福セ発第７９５号平成２８年７月１５日　福祉部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成２８年７月１日から適用する。

付　則（２９足福セ発第２６９６号平成３０年３月１日　福祉部長決定）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付　則（２足福セ発第１３５８号令和２年１０月１５日　福祉部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和２年９月８日から適用する。

付　則（４足福セ発第２５４８号　令和５年３月１０日　福祉部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（５足福セ発第２９７１号　令和６年３月２５日　福祉部長決定）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第９条関係）

地域自立支援協議会謝礼

区分	基　準	金　額（１回あたり）
A	学識経験者の委員	１８，０００円
B	学識経験者以外の委員	７，０００円
C	関係者	１，５００円

※　打合せは時間に含めない。

※　会長の謝礼の額は、２，０００円を加算した額とする。

※　部会長の謝礼の額は、１，０００円を加算した額とする。